

○ 大正五年十月二七日 久保田喜右衛門 水車設置願

水車設置願

津久井郡串川村根小屋七百二番地

願人 久保田喜右衛門

津久井郡串川村根小屋七百十番地民有地第一種

田六畝式拾歩ノ内

一 水車場 壱ヶ所

此水車 壱輛 差渡 壱丈二尺

但シ 水路 樋口 長四間 豎七寸、横三尺 平常水深 五寸

全番ノ内

一 発電所 壱キロワット発電機 壱台

此馬力 壱馬力八六

一 設計ノ方法

水路八、在来串川ヨリ取入レノ田用水ヲ利用シ、自分所有ノ田ニ

水車ヲ設置シ、全所ニ発電所ヲ設ケ自家用電灯ノ用ニ

供スルモノニシテ、下流八再ビ田用水トナリ、自然串川へ流出ス

右、発電用水車設置ノ儀、御許可被成下度、是レガ為メ、治水並ニ

道路上等、些ノ支障無之、接続各地主ニ於テモ故障ノ筋、

更ニ無之候、依テ關係地主連署、此段奉願候也

大正五年十月廿七日

右 願人

久保田喜右衛門

(黒印)

津久井郡串川村根小屋七百五番地

接続地主

久保田市太郎

神奈川県知事 有吉 忠一 殿

〔 設計略図あり 〕